

県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 郷右近 浩

- 1 日時
平成27年3月3日（火曜日）
午前10時1分開会、午後2時8分散会
（うち休憩 午後0時～午後1時）
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
郷右近浩委員長、佐々木茂光副委員長、工藤勝子委員、城内愛彦委員、大宮惇幸委員、
及川幸子委員、高橋但馬委員、五日市王委員、小野寺好委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
菊地担当書記、木村担当書記、小笠原併任書記、菊池併任書記
- 6 説明のため出席した者
 - (1) 県土整備部
佐藤県土整備部長、蓮見技監、堀江副部長兼県土整備企画室長、
及川河川港湾担当技監、佐藤県土整備企画室企画課長、
千葉県土整備企画室用地課長、桐野建設技術振興課総括課長、
幸野建設技術振興課技術企画指導課長、加藤道路建設課総括課長、
中村道路環境課総括課長、八重樫河川課総括課長、小関河川課河川開発課長、
加藤砂防災害課総括課長、横山都市計画課総括課長、
田村都市計画課まちづくり課長、中道下水環境課総括課長、
勝又建築住宅課総括課長、辻村建築住宅課住宅課長、伊藤建築住宅課営繕課長、
藤本港湾課総括課長、箱石空港課総括課長
 - (2) 企業局
佐々木企業局長、畠山次長兼経営総務室長、丹野技師長、
細川経営総務室経営企画課長、野崎業務課総括課長、榮田業務課電気課長
- 7 一般傍聴者
3人
- 8 会議に付した事件
 - (1) 県土整備部関係審査
ア 議案第82号 平成26年度岩手県一般会計補正予算（第7号）

- イ 議案第 89 号 平成 26 年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ウ 議案第 92 号 平成 26 年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- エ 議案第 93 号 平成 26 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
- オ 議案第 99 号 流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- カ 議案第 102 号 一般国道 107 号田瀬大橋工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- キ 議案第 103 号 一般国道 340 号（仮称）大峠トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ク 議案第 104 号 主要地方道大船渡広田陸前高田線小友地区道路改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ケ 議案第 105 号 須崎川筋須崎川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- コ 議案第 106 号 久慈川筋三陸高潮対策橋りょう（下部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- サ 議案第 107 号 宮古港藤の川地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- シ 議案第 108 号 宮古港日立浜地区海岸防潮堤ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ス 議案第 109 号 宮古港藤原地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- セ 議案第 110 号 大船渡港山口地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ソ 議案第 111 号 災害公営住宅（宮古市上村地区）新築（建築）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- タ 議案第 112 号 災害公営住宅（宮古市西町地区）新築（建築）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- チ 議案第 113 号 災害公営住宅（大船渡市下館下地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ツ 議案第 120 号 摂待地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- テ 議案第 121 号 赤前地先海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ト 議案第 122 号 里地先海岸災害復旧ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ナ 議案第 123 号 気仙川筋砂盛地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し

議決を求めることについて

- ニ 議案第 124 号 越喜来地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を
求めることについて
- ヌ 議案第 125 号 下甫嶺地先海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を
求めることについて
- ネ 議案第 126 号 高田地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求
めることについて
- ノ 議案第 127 号 勝木田地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を
求めることについて
- ハ 議案第 128 号 船越南地区海岸災害復旧ほか工事の請負契約の締結に関し議決を
求めることについて
- ヒ 議案第 129 号 大船渡港清水地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し
議決を求めることについて
- フ 議案第 130 号 財産の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- ヘ 議案第 131 号 財産の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- ホ 議案第 132 号 財産の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

(2) 企業局関係審査

- ア 議案第 95 号 平成 26 年度岩手県電気事業会計補正予算（第 1 号）
- イ 議案第 96 号 平成 26 年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

9 議事の内容

○郷右近浩委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

この際、県土整備部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○佐藤県土整備部長 委員会冒頭にお許しをいただき、県土整備部職員の不幸事につきまして、御報告とおわびを申し上げます。

去る 2 月 3 日、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターの職員が青少年のための環境浄化に関する条例違反により逮捕され、罰金 30 万円の刑事処分を受ける事件が発生いたしました。多くの応援をいただき、一丸となって復旧、復興に取り組んでいるさなか、当部から刑事処分を受ける職員が出たことはまことに遺憾であり、この場をおかりいたしまして県民の皆様に深くおわびを申し上げます。

今回の事件を受け、部内の全所属長に対し、私から直接綱紀の保持について徹底を図ったところであり、今後信頼回復に向け全力を挙げて取り組んで参ります。申しわけございませんでした。

○郷右近浩委員長 ただいまの県土整備部長からの報告につきまして、質問、意見等がある場合は、最後のこの際のところをお願いいたします。

以上をもって県土整備部長からの報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議

を行います。

初めに、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第 82 号平成 26 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費のうち県土整備部関係、第 8 款土木費及び第 11 款災害復旧費、第 5 項土木施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 8 款土木費及び第 11 款災害復旧費、第 5 項土木施設災害復旧費並びに第 3 条第 3 表債務負担行為補正中 1 追加中 2 から 11 まで及び 2 変更中 6 から 12 まで、議案第 89 号平成 26 年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 92 号平成 26 年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 93 号平成 26 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）並びに議案第 99 号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上 5 件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○堀江副部長兼県土整備企画室長 初めに、議案第 82 号平成 26 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）中、県土整備部関係の予算について御説明申し上げます。議案（その 3）の 7 ページをお開き願います。

当部関係の補正予算ですが、事業費の確定に伴う所要の整備や国の補正予算への対応に伴うものであり、6 款農林水産業費、3 項農地費の 24 億 1,148 万 2,000 円のうち 4,098 万 6,000 円の減額、8 ページをお開きいただきまして 8 款土木費は 97 億 1,411 万 6,000 円の減額、9 ページに参りまして 11 款災害復旧費、5 項土木施設災害復旧費は 84 億 1,877 万 2,000 円の減額であり、これらの補正予算額の合計は 181 億 7,387 万 4,000 円の減額となるものであります。補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略し、主な事業を中心に御説明申し上げます。表紙に（平成 26 年度）と記載している予算に関する説明書の 149 ページをお開き願います。

6 款農林水産業費、3 項農地費、2 目土地改良費のうち、当部関係のものは説明欄の下段、県土整備部と記載している箇所であり、農業集落排水事業費補助の減額などでありませぬ。

飛びまして、168 ページをお開き願います。8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費は国庫補助事業の額の確定に伴う国庫支出金の返還金などの償還金の増額などでありませぬ。

169 ページに参りまして、2 目建設業指導監督費及び 3 目建築指導費は、事業費の確定に伴う所要の整理であり、4 目空港費は、国の補正予算に対応したいわて花巻空港利用促進事業費の増額などでありませぬ。

171 ページをお開き願います。2 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費は、所要額の確定に伴う整理、2 目道路橋りょう維持費は、今年度の降雪状況を踏まえた除雪費の増額などです。

172 ページに参りまして、3目道路橋りょう新設改良費は、今年度の執行見通しを踏まえた地域連携道路整備事業費の減額などであります。

174 ページをお開き願います。3項河川海岸費、1目河川総務費は、事業費の確定等に伴う河川海岸事務費の減額など、ページの下段、2目河川改良費は、国の補正予算に対応した基幹河川改修事業費の増額など、175 ページに参りまして3目砂防費及び4目海岸保全費、次の176 ページをお開き願いまして、5目水防費及び6目河川総合開発費は、事業費の確定等に伴う所要の整理であります。

178 ページをお開き願います。4項港湾費、1目港湾管理費は、事業費の確定に伴う所要の整理、ページの下段に参りまして2目港湾建設費は、事業費の確定に伴う直轄港湾事業費負担金の増額などであります。

180 ページをお開き願います。5項都市計画費、1目都市計画総務費及び2目街路事業費、181 ページに参りまして3目下水道事業費は事業費の確定に伴う所要の整理であります。

182 ページをお開き願います。6項住宅費、1目住宅管理費は、事業費の確定等に伴う生活再建住宅支援事業費の減額など、2目住宅建設費も同様、災害公営住宅整備事業費の減額などであります。

少し飛びまして、216 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、5 項土木施設災害復旧費、1 目河川等災害復旧費、217 ページに参りまして、2 目港湾災害復旧費ですが、東日本大震災津波及び気象災害に対応するための災害復旧事業費でありまして、それぞれ事業費の確定等に伴い減額しようとするものであります。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。恐縮でございますが、もう一度議案（その3）にお戻りいただきたいと思っております。議案（その3）の18 ページをお開き願います。当部関係の事業でございますが、8 款土木費の599 億7,713 万9,000 円と、24 ページに参りまして11 款災害復旧費、5 目土木施設災害復旧費の199 億1,293 万8,000 円の合わせて798 億9,007 万7,000 円となるものであります。これは、東日本大震災津波にかかる復旧、復興事業が主な内容でありまして、昨年度に繰り越して使用するため、繰越明許費として追加しようとするものであります。

次に、25 ページをお開き願います。債務負担行為の補正のうち、当部関係の事業でございますが、1 追加の表中、2 空港管理運営から11 の港湾快適環境推進事業までの10 事業、26 ページをお開きいただきまして、2 の変更の表中6、三陸高潮対策事業から、次の27 ページの12、河川等災害復旧事業までの7 事業について、それぞれの工期が翌年度以降にわたることから、期間及び限度額を設定または変更しようとするものであります。

次に、当部所管の特別会計3件について御説明申し上げます。48 ページをお開き願います。議案第89号平成26年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105万6,000円としようとするもの

であります。

49 ページに参りまして、歳入の内訳ですが、1 款財産収入、1 項財産運用収入は、土地開発基金利子の確定に伴う減額であり、50 ページに参りまして、歳出の1 款管理事務費、1 項管理事務費は、土地開発基金にかかる管理事務費の確定等に伴う減額でございます。

次に、57 ページをお開き願います。議案第 92 号平成 26 年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。第 1 条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9 億 9,383 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 91 億 6,775 万 9,000 円としようとするものであります。第 2 条は、翌年度に繰り越しして使用するための経費として繰越明許費を定めようとするものであります。

58 ページをお開き願います。歳入の主なものであります。1 款分担金及び負担金、1 項負担金は流域下水道事業にかかる受益市町からの負担金の確定に伴う減額、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金は国庫補助金の確定に伴う減額、7 款県債、1 項県債は流域下水道事業の確定に伴う県債の減額であります。

59 ページに参りまして歳出ですが、1 款流域下水道事業費、1 項流域下水道管理費及び 2 項流域下水道建設費はそれぞれ管理費及び建設事業費の確定に伴う減額であり、2 款公債費、1 項公債費は流域下水道建設事業にかかる地方債の償還金の確定に伴う減額であります。

60 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費ですが、これは流域下水道事業について翌年度に繰り越しして使用するため、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、61 ページをお開き願います。議案第 93 号平成 26 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。第 1 条は、歳入歳出予算の増額に歳入歳出それぞれ 2 億 2,110 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36 億 8,823 万 5,000 円としようとするものであります。第 2 条は、翌年度に繰り越しして使用するための経費として繰越明許費を追加し、第 3 条は地方債の限度額を変更しようとするものであります。

62 ページをお開き願います。歳入の主なものであります。4 款繰越金、1 項繰越金は平成 25 年度決算の確定に伴う繰越金収入の増額、6 款県債、1 項県債は既往資金の借りに伴う県債の増額。表を戻りまして、3 款繰入金、1 項一般会計繰入金は、これら歳入の増額に伴う一般会計からの繰入金の減額であります。

63 ページに参りまして歳出ですが、1 款事業費、1 項港湾施設整備費は繰越金収入の増額等に伴い一般会計への繰出金を増額しようとするものであり、2 款公債費、1 項公債費は港湾整備事業にかかる地方債の償還金の確定に伴う減額であります。

64 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費補正ですが、これは港湾整備事業について翌年度に繰り越しして使用しようとするため、繰越明許費を追加しようとするものであります。

65 ページをお開き願います。第 3 表地方債補正ですが、これは既往資金の借りに伴

い返済の限度額を変更しようとするものであります。

最後に、建設事業等にかかる経費の負担議案 1 件について御説明申し上げます。78 ページをお開き願います。議案第 99 号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは平成 26 年 3 月 25 日に議会の議決をいただきました流域下水道事業に要する経費の額の変更に伴い 2、建設費の表中、上から順番に奥州市、矢巾町、金ヶ崎町それぞれの負担金の額について変更しようとするものであります。

以上で議案第 82 号、第 89 号、第 92 号、第 93 号及び第 99 号の 5 件について説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 181 ページの浄化槽設置事業費等の減額の主な理由は何だったのか、もう一度説明をお願いします。

○中道下水環境課総括課長 181 ページの公共下水道事業の償還基金補助については、入札結果によるものでございます。その下の浄化槽の設置整備事業費補助、あと下の浄化槽下水道事業償還基金費補助については、浄化槽の設置基数が当初予定よりも少なくなったことによる減額でございます。

○城内愛彦委員 少なくなったというのはわかるのですが、例えば復興関係でまだ造成がされていなくてとか、そういうことなのか、まるっきり需要がなかったのか。そのことをお伺いしたいです。

○中道下水環境課総括課長 需要がなかったというか、個人の手を挙げてやる事業ですので、個人からの要請がなかったということでございます。

○城内愛彦委員 とすれば、ぜひ PR をして普及を図るべきだと思います。ぜひその辺を検討していただきたいと思います。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 102 号一般国道 107 号田瀬大橋工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○中村道路環境課総括課長 議案（その4）の3ページをお開き願います。議案第102号一般国道107号田瀬大橋工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

一般国道107号田瀬大橋工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の1ページをお開き願います。工事名は、一般国道107号田瀬大橋恒久対策工事。工事場所は、花巻市東和町田瀬地内。工事概要は、平成24年1月に吊材が破断し、応急対策を実施して参りました田瀬大橋の恒久対策として、吊材の更新等を行うものでございます。変更設計の理由及びその内容につきましては、インフレスライド条項に基づく請負代金額の増額及び現地精査の結果に基づく各工種、数量の変更によるものでございます。

契約額でございますが、当初の契約金額は4億5,757万4,400円、変更後の契約金額は約11.3%、5,195万2,320円の増額となりまして、5億952万6,720円となり、議会の議決が必要となる5億円以上となるものでございます。請負者は、三菱重工鉄鋼エンジニアリング株式会社。工期は、現在の平成27年3月15日までで変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋但馬委員 今回の工事の第2回の変更のところ、インフレスライド条項に基づく請負代金額の変更というものがあるのですけれども、東日本大震災を受けて、県営工事の中でインフレスライド条項が使われている工事の案件の割合というのをお知らせください。

○幸野建設技術振興課技術企画指導課長 インフレスライド条項が使われている工事でございます。割合については明確ではないのですけれども、震災以降、このスライド条項を使った工事の件数については108件でございます。これは、労務単価が改定されたタイミングで行われるということで、これにつきましては平成24年6月に、まず最初のインフレスライド条項が適用され、その後平成25年3月、平成26年2月という形で、インフレスライド条項が適用されてございます。その3回で108件ということでございます。

○高橋但馬委員 今御答弁いただいたとおり、労務単価の変更のところ、スライド条項の契約が改めて結ばれていると思うのですけれども、労務単価や、例えば生コンクリートなどの材料単価の高騰によって、このスライド条項をやられていると思うのですけれども、その一番初めのときと3回目、平成24年、平成26年のときとで、どれぐらい差額が出ているものなのか、教えてください。

○幸野建設技術振興課技術企画指導課長 インフレスライドとして、どの程度上がったかというのは、その工事によって労務単価の割合とか資材単価の割合とかがあって、一概には言えないということでございます。ただ、例えば労務単価の上昇の割合でございますけ

れども、これにつきましては震災前と現在と比べまして、おおむね 45%程度上がっている
というような状況がございます。資材に関しても、それぞれの場所でそれぞれ増加があっ
たということで、その組み合わせがそれぞれの上昇となっているところでございます。

○高橋但馬委員 いずれ工事の現場で携わる者、搬入する物が、資材の高騰であるとか、
労務単価の高騰ということで、なかなか工事が前に進まない、もしくは入札不調になると
いうケースがありますので、県としてもその辺、前向きに対応していただければと思いま
す。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定い
たしました。

次に、議案第 103 号一般国道 340 号（仮称）大峠トンネル築造工事の請負契約の締結に
関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤道路建設課総括課長 議案（その 4）の 4 ページをお開き願います。議案第 103 号
一般国道 340 号（仮称）大峠トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めること
について御説明申し上げます。

一般国道 340 号（仮称）大峠トンネル築造工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第
96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の 2 ページをお開き願います。工事名は、一般国道 340 号（仮称）大峠ト
ンネル築造工事。工事場所は、宮古市小国及び遠野市土淵町地内。契約金額は 38 億 4,634
万 2,240 円で、請負率は 88.64%。請負者は、大成建設株式会社・株式会社鴻池組・佐藤
工業株式会社特定共同企業体でございます。

工事概要ですが、本工事は県の復興支援道路に位置づけられています一般国道 340 号の
整備を行うものであり、トンネル 1,839 メートルのほか道路改良を実施する工事でありま
す。工期は 1,088 日間で、平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間の債務負担行為で
行うものでございます。

なお、3 ページに入札結果説明書、4 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は

省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第104号主要地方道大船渡広田陸前高田線小友地区道路改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤道路建設課総括課長 議案（その4）の5ページをお開き願います。議案第104号主要地方道大船渡広田陸前高田線小友地区道路改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

主要地方道大船渡広田陸前高田線小友地区道路改良工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の5ページをお開き願います。工事名は、主要地方道大船渡広田陸前高田線小友地区道路改良工事。工事場所は、陸前高田市小友町地内。契約金額は、6億7,122万円で請負率は88.61%。請負者は、株式会社平野組でございます。

工事概要ですが、本工事はまちづくり連携道路として整備を進めております主要地方道大船渡広田陸前高田線小友地区において、孤立を回避するため津波で浸水した区間の道路をかさ上げる工事でございます。工期は607日間で、平成26年度から平成28年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、6ページに入札結果説明書、7ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 105 号須崎川筋須崎川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本港湾課総括課長 議案（その 4）の 6 ページをお開き願います。議案第 105 号須崎川筋須崎川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

須崎川筋須崎川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の 8 ページをお開き願います。工事名は、二級河川須崎川筋須崎川水門土木工事。工事場所は、大船渡市大船渡町地内。工事概要ですが、本工事は東日本大震災により被災した須崎川において津波対策施設を整備するものであります。設計変更の理由及びその内容は、主な変更内容に記載のとおりでございますが、1、水門・橋りょう下部工の仮締切の打ち込み工法変更によるもの。2、野々田橋撤去に伴い臨港道路の迂回路設置によるものなどがございます。なお、9 ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約金額ですが、当初の契約金額は 8 億 1,473 万 5,800 円。変更後の契約金額は 11 億 9,910 万 8,880 円で、当初契約に対し 3 億 8,437 万 3,080 円、47.2%の増額となるものでございます。請負者は、りんかい日産建設株式会社・村本建設株式会社・株式会社菊池組特定共同企業体。工期は、現在の平成 29 年 3 月 15 日までで、変更はありません。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 確認です。変更内容の理由のところの野々田橋撤去に伴う臨港道路の迂回路設置による増額ということなのですが、そもそも最初からこの橋の撤去というのは考えてはいなかったのか、それを盛り込んだ形での入札ではなかったのかということを確認したいと思います。

○藤本港湾課総括課長 この工事につきましては、この橋の撤去というものは当初から見込んでおまして、当初の迂回路としては、こちらの施工箇所図にありますホテル福富のそばに橋がございますが、そこを当初は考えていたのですが、契約後に現地と調整いたし

まして、どうしてもこの迂回路だけでは不十分だということで、新たに仮の橋をつくりまして迂回路を設置したというものでございます。

○城内愛彦委員 それは工事のためだけですか、それとも例えば便宜上、その地域の声として迂回路が必要だったという判断でということなのか確認したいと思います。

○藤本港湾課総括課長 これはあくまでも工事のためということで、仮橋ですので、この野々田橋が復旧した際には、これは撤去するというものでございます。

○及川幸子委員 これは倍ですよ、47.2%の増額ということは、倍かかったということですか。第1回の変更に4点が挙げられております。今城内愛彦委員も言ったのですけれども、この2番についての仮橋ということで、すごく多額のお金がかかっていると思うのですけれども、この4点のうち重点的にかかっているのはどこなのでしょう。

○藤本港湾課総括課長 9ページの資料をごらんいただきたいのですが、契約変更の理由及びその内容ということで4点ございまして、工事費の増額をそれぞれ記載してございます。それで、一番大きいのはこの1番にあります仮締切工法変更による増ということですね。当時は標準断面図による設計ということで発注しているのですけれども、その後の地盤の詳細調査によって、このように硬質地盤が出てきて打込工法を変更しなければならなかったということでございまして、これが一番大きな増額理由となっております。

○及川幸子委員 この表示を見ればわかるのですけれども、こういうふうに倍の額が変更になるということはちょっと異常ではないかと思うのですが、それは防げなかったのでしょうか。

○藤本港湾課総括課長 この工事につきましては、あくまでも復旧ということで急いで工事を進めたいということがございまして、本来であれば詳細な設計をして、それで発注するのですが、先を急ぐということでこのような標準断面図による発注方法となっております。この辺はやむを得ないものではないかなということ御理解をいただきたいということでございます。

○及川幸子委員 理解したいのですけれども、倍というのはちょっと異常かなと私は思うのです。でも、専門の方々がそうおっしゃるのですから。こういうのはちょっと前からこういう額を示していただければよかったです。倍というのはどうなのかと思います。専門なので、その辺のところは急ぐと言っても慎重に対処していただかないとこれから大変だと思いますので、よろしくをお願いします。

○高橋但馬委員 ちょっと確認だったのですけれども、この水門・橋りょう下部工の仮締切工の工法が変更になったということで、鋼矢板を刺そうと思ったら途中で礫質が出てきて刺さらなかったということなのですか、それを硬質地盤の圧入工法。これは、単独圧入工法なのかどうかはわからないのですけれども、そうしたことによって、この野々田橋の撤去に伴う迂回路を設置して、工期がこのぐらいにおさまったということなのか、これはこの工法変更により工期が延びる可能性があったのかどうかだけ確認をさせてください。

○藤本港湾課総括課長 この迂回路の設置と、この仮締切工法の変更というのは、直接は関係ございません。あくまでも迂回路については野々田橋がなくなることによって必要になったというものでございます。

それから、工期の話がございましたけれども、これについては変更なしということで、確かに工法の変更によって業者さんは苦勞はしているのですけれども、そこは御理解いただいて、変更なしということでやらせていただき、対応いたします。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第106号久慈川筋三陸高潮対策橋りょう（下部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その4）の7ページをお開き願います。議案第106号久慈川筋三陸高潮対策橋りょう（下部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

久慈川筋三陸高潮対策橋りょう（下部工）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の10ページをお開き願います。工事名は、二級河川久慈川筋長内町地区代替市道橋りょう下部工（その2）工事。工事場所は、久慈市長内町地内。契約金額は9億6,984万円で、請負率は99.72%。請負者は、宮城建設株式会社であります。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した久慈川河川堤防のかさ上げに伴う、市道湊橋の架け替えを行う工事であります。工期は820日間で、平成26年度から平成29年度までの4年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、11ページに入札結果説明書、12ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 この工事の全体の総額と、あといつ全て工事が終わるのかをお知らせください。

○八重樫河川課総括課長 説明資料の 10 ページになりますが、橋りょう一般図として下段のほうに示しておりますが、今回はこの赤い橋脚の部分 2 基、それから残る部分が、あと右側のほう、橋台、黒い色で着色していますが、これが先行工事でございます。残る工事が緑色に着色した橋台 1 基と橋脚が 4 基、それから上部工ということになります、全体ではおよそ 40 億円程度ということになります。

それから、工期につきましては今ロードマップ上、平成 27 年度中（後刻「平成 29 年度」と訂正）に完了を達成する計画ではあります。

○城内愛彦委員 平成 27 年中ですか。

○八重樫河川課総括課長 平成 27 年度末です。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 107 号宮古港藤の川地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その 4）の 8 ページをお開き願います。議案第 107 号宮古港藤の川地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

宮古港藤の川地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の 13 ページをお開き願います。工事名は、宮古港海岸藤の川地区防潮堤工事。工事場所は、宮古市藤の川地内。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した宮古市藤の川地区において防潮堤の新設を行うものであります。変更設計の理由及びその内容は、主な変更内容に記載がございしますが、設計の進捗に伴い施工延長を増工するもの。詳細な現地調査の結果、防潮堤本体工に洗掘対策を増工するものでございます。

なお、14 ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額は 12 億 6,576 万円、変更後の契約金額は 17 億 7,247 万 9,800 円で、当初契約に対し 5 億 671 万 9,800 円、約 40% の増額となるものでございます。請負者は、株式会社佐賀組。工期は、現在の平成 28 年 8 月 25 日から平成 28 年 12 月 16 日に変更になるものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 今回の説明に対してちょっと確認なのですが、この 14 ページの下の防潮堤平面図の赤く塗っている部分が、これが工期延長になった部分ということでしょうか。

○八重樫河川課総括課長 ただいまの説明資料の 14 ページ、オレンジと赤い部分がありますが、左側の赤く塗った部分が増工延長ということでしょうか。

○郷右近浩委員長 それでは、ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○小野寺好委員 この藤の川地域の住民とか、あと宮古市議会とかでちゃんと同意とか合意とか、そういったものはあるのでしょうか。地元のハレーションとか、そういうものはないのでしょうか。

○八重樫河川課総括課長 藤の川地区は実際住居はなく、住民地区はないのですが、説明資料の 13 ページをごらんいただきたいのですが、写真がございます。藤の川地区のこの赤で斜線を引いた部分が今回の増工区間なのですが、その右側のほう、北側になりますけれども、こちらのほうの防潮堤の計画で宮古市の高浜地区、それから磯鶏地区の住民の方々と説明会を 3 度開催しております、この地区の防潮堤がないことから波が入って、この国道をずっと伝って、この写真にあります高浜地区に津波が入るということで、藤の川地区の防潮堤が必要だということで御説明申し上げているところでございます。この必要性については磯鶏地区、高浜地区の皆さんも御理解いただいているわけですが、藤の川地区もここに砂浜があったり、国道から海が見えるところがございますので、防潮堤よりは国道をかさ上げしてほしいという方がいらっしゃるということでございまして、国道のかさ上げ案と防潮堤案、この工事ではございません、これから北側に計画している工事についての説明を今地元でやらせていただいていたのですが、そこでの説明は、防潮堤案のほうが工事費も有利であるし、工期もまず短く済むということと、砂浜、海の景観をアクリル製の大きな窓を防潮堤に設置しまして、車や歩行者から見られるようにするというような計画を説明させていただきまして、おおむねの理解を得られたのではないかとことから今詳細設計の段階に移ろうということにしております。

○小野寺好委員 おおむねの理解は得られたのですね。

○八重樫河川課総括課長 第 3 回目の説明会の席で、これまで、まず余り出なかった防潮堤を早期に整備していただくような意見が多かったということを知りまして、それをもとにおおむねの理解が得られたというふうに県側では考えてございます。

○**城内愛彦委員** 今の話について関連で、これから多分出るのだろうけれども、知事が過日の一般質問で久保孝喜議員の質問に対して答えているのですけれども、防潮堤の高さについて議論を住民の皆さんでやっているというような、県からお話があったのですけれども、そのことによって工期が今後おくれる可能性というのはあるのですか。

○**八重樫河川課総括課長** 先ほど御説明させていただいたように、防潮堤案で詳細設計を進めるというふうにはしてございます。ただ、なお国道をかき上げたほうがいいという意見はまだございます。近日の報道等の声の欄にそういった意見が載っておりますし、そういった方々にもいろんな媒体とか機会を通じて、今まであの地区の方々に説明してきたようなことは、これからも機会をとらえて説明してまいりたいと思います。

詳細設計に進んでいるということで、そちらのほうのこれまでの工程のおくれはないように努めていきたいと思っております。

○**郷右近浩委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第108号宮古港日立浜地区海岸防潮堤ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**藤本港湾課総括課長** 議案（その4）の9ページをお開き願います。議案第108号宮古港日立浜地区海岸防潮堤ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

宮古港日立浜地区海岸防潮堤ほか工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の15ページをお開き願います。工事名は、宮古港日立浜地区海岸防潮堤ほか工事。工事場所は、宮古市日立浜地内。契約金額は15億1,200万円で、請負率は94.94%。請負者は、株式会社森本組であります。工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した宮古市日立浜地区において防潮堤を新設する工事であります。工期は平成29年3月15日までで、平成26年度から平成28年度までの3年間の債務負担行為で行うもの

でございます。

なお、16 ページに入札結果説明書、17 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 この地区は、多分鉾ヶ崎地区の漁師の方々が船揚げ場に使っている場所だと思いますが、そういった方々が防潮堤の内側に入るような門も含めて、何か所ぐらいつくる予定なのか、そういった方々が出入りする場所がそもそもあるのかも含めてお伺いしたいと思います。

○藤本港湾課総括課長 前面に船揚げ場ができるということで、出入りのための門扉ということについては計画してございません。今手元に詳細な図面がございませんので、後でよろしいでしょうか、済みません。

○郷右近浩委員長 今回の資料につきましては、また後で御説明いただきたいと思います。ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 109 号宮古港藤原地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その 4）の 10 ページをお開き願います。議案第 109 号宮古港藤原地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

宮古港藤原地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の 18 ページをお開き願います。工事名は、宮古港海岸藤原地区防潮堤工事。工事場所は、宮古市藤原地内。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した宮古市藤原地区において、防潮堤の新設を行うものであります。変更設計の理由及びその内

容は、主な変更内容に記載してございます。土壌調査の結果、ヒ素等の基準超過が確認され、その処理費用を新たに計上するもの、そのほか復旧、復興事業における間接費の補正を行うものでございます。

なお、19 ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額は4億 2,714 万円、変更後の契約金額は5億 3,124 万 3,360 円となりまして、議会の議決が必要である5億円以上となるものでございます。請負者は、樋下建設株式会社。工期は、現在の平成27年3月16日から平成27年3月31日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 今回の説明で、土壌調査の結果ということなのですが、この地域は埋め立て地域でありまして、これから工事をする面積から考えると、そのままにしておくということではできないのかということですね。確かに環境基準が厳しくなって、以前よりはちゃんと土壌調査をしなければならなくなったという状況はわかります。ただ、飲料水に使ったりするわけではないので安定的にその場に、再度埋め立てに利活用するような方法というのは拡大解釈も含めてできないのか。これからどんどんやっていく工事全て土壌改良の予算も増していくのではないかと思うのですが、その辺の見解はいかがでしょう。

○八重樫河川課総括課長 ただいま城内委員がおっしゃったとおり、汚染土壌の処理はいろいろな方法があって、それぞれ処理費用の多寡がございまして。掘削された発生土が汚染されているということですので、これは防潮堤の基礎部を掘削しまして、その発生土を処理しなければならないということで、確かにどこかに存置してそれを管理するという方法もありますが、まずそれを置く場所が見つからないというのが実態であります。そういった場合には、最終的に処分をせざるを得ないということで、検討の結果、これはセメント工場のほうに運搬して焼却処理をすることとしてございます。

○城内愛彦委員 そうすると今後発生する工事からもそういう対応で行くということでよろしいですか。

○八重樫河川課総括課長 基本的にはそういった処理になろうかと考えております。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 110 号大船渡港山口地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その 4）の 11 ページをお開き願います。議案第 110 号大船渡港山口地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

大船渡港山口地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の 20 ページをお開き願います。工事名は、大船渡港山口地区海岸防潮堤工事。工事場所は、大船渡市赤崎町地内。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した大船渡港山口地区において防潮堤の新設を行うものであります。変更設計の理由及びその内容は、詳細な土質調査の結果、防潮堤本体工の断面を変更するもの、また単価適用年月日変更請求に基づき、単価を変更するものでございます。

なお、21 ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額は、当初の契約金額は 10 億 6,488 万円、変更後の契約金額は 13 億 5,034 万 7,760 円となり、当初契約に対し 2 億 8,546 万 7,760 円、26.8%の増額となるものでございます。請負者は、株式会社山下組。工期は、現在の平成 27 年 9 月 16 日から平成 28 年 6 月 10 日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 111 号災害公営住宅（宮古市上村地区）新築（建築）工事の変更請負契約

の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤宮繕課長 議案（その4）の12ページをお開き願います。議案第111号災害公営住宅（宮古市上村地区）新築（建築）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

災害公営住宅（宮古市上村地区）新築（建築）工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の22ページをお開き願います。工事名は、災害公営住宅（宮古市上村地区）新築（建築）工事。工事場所は、宮古市上村二丁目地内。工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により住宅を失った被災者に居住の安定を図るため、恒久的な住宅の整備を行うものであり、鉄筋コンクリート造4階建ての災害公営住宅24戸を新設するものであります。変更設計の理由及びその内容ですが、工事契約締結後における単価適用年月の変更を行うものでございます。

なお、23ページに配置図を添付しております。網かけのある住棟部分が今回整備をしている建物の位置となります。契約額ですが、当初の契約金額は4億9,420万8,000円、変更後の契約金額は648万円、1.3%の増額で5億68万8,000円となり、議会の議決が必要となる5億円以上となるものでございます。請負者は、株式会社菊地建設。工期は、現在の平成27年12月14日までで、変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○及川幸子委員 この24戸の建設戸数ですが、埋まればいいのですが、どういう状況でなさっているのかお伺いしたいと思います、もう少しでできるので。

○勝又建築住宅課総括課長 この団地について既に入居募集を終えておりまして、24戸全てで借り主は決定しております。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

確認をさせていただきたいのですが、先ほど御説明していただいたのですが、この22ページの部分で4番ということで、設計変更の理由及びその内容ということで、工事請負締結後における単価適用年月の変更ということですが、こうした場合はどの部分が単価変更になった、だからすなわち今回このような変更契約を行うよというのは業者さんというか、請け負っている方々のほうから出てくるのか、それともこれは発注者のほうから、そういうことだからこれで変更しますということで話が行くというものなのかどうか、確認したいのですが、よろしいでしょうか。

○伊藤宮繕課長 今回の単価の適用年月の変更についてですが、東日本大震災津波に伴いまして復旧、復興工事が本格化する中で、特定の資材等の単価が短期間に高騰したり、あるいは積算時点で設計している設計単価と、それから工事請負契約締結時の資材価格等に

差が生じている可能性があることから、当初契約締結後に受注者の請求により、当初の契約締結日において最新の積算単価表の設計単価の変更する取り扱いをしているところがございます。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 112 号災害公営住宅（宮古市西町地区）新築（建築）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤営繕課長 議案（その 4）の 13 ページをお開き願います。議案第 112 号災害公営住宅（宮古市西町地区）新築（建築）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。災害公営住宅（宮古市西町地区）新築（建築）工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の 24 ページをお開き願います。工事名は、災害公営住宅（宮古市西町地区）新築（建築）工事。工事場所は、宮古市西町三丁目地内。工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、恒久的な住宅の整備を行うものであり、鉄筋コンクリート造 4 階建ての災害公営住宅 23 戸を新設するものであります。変更設計の理由及びその内容ですが、施工の円滑化を図るための工法及び施工手順の変更等を行うものでございます。

なお、25 ページに配置図を添付しております。住棟部分が今回整備している建物の位置となります。

契約額ですが、当初の契約金額は 4 億 8,168 万円、変更後の契約金額は 1,887 万 4,080 円、3.9%の増額で 5 億 55 万 4,080 円となり、議会の議決が必要となる 5 億円以上となるものでございます。請負者は、昭栄建設株式会社。工期は、現在までの平成 27 年 3 月 21 日までで、変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 113 号災害公営住宅（大船渡市下舘下地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤宮繕課長 議案（その 4）の 14 ページをお開き願います。議案第 113 号災害公営住宅（大船渡市下舘下地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。災害公営住宅（大船渡市下舘下地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の 26 ページをお開き願います。工事名は、災害公営住宅（大船渡市下舘下地区）新築（建築）工事。工事場所は、大船渡市盛町地内。契約金額は 11 億 6,154 万円で、請負率は 96.97%。請負者は、千田工業株式会社・株式会社佐藤組特定共同企業体であります。工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、恒久的な住宅の整備を行うもので、災害公営住宅 58 戸、鉄筋コンクリート造 7 階建ての共同住宅を新設するものでございます。工期は 540 日間で、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間の債務負担行為で行うものでございます。

27 ページに配置図を添付しております。網かけのある住棟部分が今回整備されます建物の位置となります。

なお、28 ページに随意契約（設計施工一括選定方式）結果説明書、29 ページに見積調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小野寺好委員 ちょっと確認です。この場所は、浸水しているので、建物は高床式なのでしょうか。

○伊藤宮繕課長 当建設地の浸水深についてですが、浸水深については、震災当時、隣接

します大船渡市農協に残る痕跡から、現在の設計地盤高プラス 2.67 メートル、2メートル 67 センチのところはその痕跡が残っておりました。今回の計画では、1階をピロティ形式、高床形式にしまして、その部分に物置きや自転車置き場を配置することで、土地の有効活用を図ることとしております。住棟部分につきましては2階以上の部分に配置しております、この部分の2階の床の高さは浸水深を超える設計高、先ほども言いました設計高さからすると 3.35 メートル、3メートル 35 センチということで、浸水深を超える高さに2階の住棟部分の床を設定しているということでございます。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 120 号摂待地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤砂防災課総括課長 議案（その 4）の 21 ページをお開き願います。議案第 120 号摂待地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。摂待地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の 30 ページをお開き願います。工事名は、摂待地区海岸災害復旧（23 災 598 号）工事。工事場所は、宮古市田老地内。契約金額は 22 億 3,992 万円で、請負率は 99.94%。請負者は株式会社銭高組であります。工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した摂待地区海岸の水門、防潮堤を復旧する工事であります。工期は平成 30 年 3 月 15 日までで、平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、31 ページに入札結果説明書、32 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 121 号赤前地先海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤砂防災課総括課長 議案（その 4）の 22 ページをお開き願います。議案第 121 号赤前地先海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

赤前地先海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の 33 ページをお開き願います。工事名は、赤前地先海岸災害復旧（23 災 456 号）その 3 工事。工事場所は、宮古市赤前地内。契約金額は 10 億 4,620 万 6,800 円で、請負率は 98.5%。請負者は、東洋建設株式会社であります。工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した赤前地先海岸の防潮堤を復旧する工事であります。工期は 680 日間で、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、34 ページに入札結果説明書、35 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 122 号里地先海岸災害復旧ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤砂防災課総括課長 議案（その 4）の 23 ページをお開き願います。議案第 122 号里地先海岸災害復旧ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

里地先海岸災害復旧ほか工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の 36 ページをお開き願います。工事名は、里地先海岸災害復旧（23 災 586 号）その 3 ほか工事。工事場所は、宮古市重茂地内。契約金額は 5 億 8,384 万 8,000 円で、請負率は 99.98%。請負者は、三好建設株式会社であります。工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した里地先海岸の防潮堤及び隣接する道路、橋りょうを復旧する工事であります。工期は 526 日間で、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、37 ページに随意契約結果説明書、38 ページに見積調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 この地域は、主要地方道重茂半島線が通っています。迂回路は確保しなくても大丈夫なのか、ここは一本道ですので。また、大きな車が通るのですけれども、そうした作業に支障はないのかお伺いしたいと思います。

○加藤砂防災課総括課長 この重茂半島線につきましては、現在も向かい渡り橋、仮設道路、仮橋を架けて供用しながら、既に工事のほうは部分的に着手しているというところでございます。今回の工事を発注した後も一時的にそういう通行どめ等が必要になる可能性がございますけれども、基本的には供用できるようにしながら工事は進めていくことになってございます。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 123 号気仙川筋砂盛地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その 4）の 24 ページをお開き願います。議案第 123 号気仙川筋砂盛地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

気仙川筋砂盛地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の 39 ページをお開き願います。工事名は、二級河川気仙川筋砂盛地区河川災害復旧（23 災 589 号）水門土木工事。工事場所は、陸前高田市気仙町地内。工事概要は、東日本大震災津波により被災した気仙川において、津波対策の水門を新設するものであります。変更設計の理由及びその内容は、詳細な土質調査及び設計を実施した結果、基礎工の施工方法を変更し、また資機材を遠隔地から調達するための輸送費、地元漁協との協議による濁水処理を追加する必要が生じたものでございます。

なお、40 ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額は 60 億 1,335 万円、変更後の契約金額は 79 億 1,888 万 2,560 円で、当初契約に対し 19 億 553 万 2,560 円、31.7%の増額となるものでございます。請負者は、株式会社安藤ハザマ・戸田建設株式会社・豊島建設株式会社特定共同企業体。工期は、現在の平成 29 年 2 月 28 日までで、変更はありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川幸子委員 変更の理由に 3 番、遠隔地からの輸送費を計上するということですが、どのくらいこれは計上されているのでしょうか。

○八重樫河川課総括課長 議案説明書の 40 ページをごらんいただきたいのですが、40 ページの上段のほうに変更内容の表がございまして、第 1 回変更の中の 3 行目、鋼矢板等について遠隔地からの輸送費を計上してございまして、これが増額が 2 億 3,000 万円ほどとなっております。

○及川幸子委員 この点は前からわかることではないかと思うのですが、どうなのでしょう。こういうのは計上されるべき金額ではないですか、初めから。

○八重樫河川課総括課長 当初設計の考え方は、標準断面設計というような考え方で、詳細の設計を待たずに、着手を早めるというような思想から標準断面ということで設計してございまして、実際の資材の需給動向等につきましても、それ以降に実際の状況が把握されています。そうすると近傍、管内で調達したくてもできないというような状況も出てきました。そういったときは商社やメーカーに、いつまでにお届けできないというような状況の図書資料をいただいて、それをもとに工期を全うするために入手可能なところを探して、そこから入手するというような段取りにせざるを得ないということで、当初設計のときはそこまでの把握はちょっとできていなかったということでございます。

○及川幸子委員 ほかの工事などから見た場合、受注される側の負担になるということも聞いたのですが、ほとんどこういうふうに、そちらで見ていただくのですか。

○八重樫河川課総括課長 特に震災後に、これは鋼矢板ということですが、生コンクリートについては、近傍でない移動距離、移動時間が長くなると困りますので、それ以外の石材等につきましても、通常は大船渡なら大船渡管内、宮古なら宮古管内、そういったところでの入手が前提で設計金額にしてもらっておりますが、震災以降はそういったことが逼迫して、工期内にそういった調達が無理だということが起きておりますので、これは国のほうでも差配いただきまして、遠隔地からの輸送費を計上できるというふうに措置されてございますので、ほかの工事におきましても同じような対応をとらせていただいております。

○郷右近浩委員長 今及川幸子委員の質疑の部分だったのですが、ちょっと確認させていただきたいと思います。

今お話になられていた遠隔地からの輸送費の部分は、これは第1回目の変更ということで、これについては議決が済んでいる部分ですよ。今回は遠隔地からの部分ということはないということでしょうか。

○八重樫河川課総括課長 議会説明資料の39ページのほうをごらんいただきたいのですが、39ページの中段の5、契約金額の表がございまして、第1回変更は、備考の欄に18.6%の増ということで、20%未満ということで、議会の議決はいただいております。今回、第2回変更は議会の議決ということで提案してございます。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 124 号越喜来地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その 4）の 25 ページをお開き願います。議案第 124 号越喜来地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

越喜来地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の 41 ページをお開き願います。工事名は、越喜来地区海岸災害復旧（23 災 519 号及び 606 号）工事。工事場所は、大船渡市三陸町越喜来地内。工事概要は、東日本大震災津波により被災した越喜来地区において防潮堤、突堤及び水門、並びに人工リーフ、離岸堤の復旧工事を行うものであります。変更設計の理由及びその内容は、土質調査の結果により軟弱地盤層、液状化層の存在が判明したことから、地盤改良工を追加施工する必要が生じたこと。また、その後の詳細な調査により、海側の施工エリアにおいて玉石が多く混入していることが判明したことから、地盤改良工法を変更する必要が生じたこと。また、生コンクリート供給不足により、被覆工を現場打ちからブロックに変更する必要が生じたこと。盛り土材料の強度不足により、セメント改良を追加実施する必要が生じたものでございます。

なお、42 ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額は 51 億 3,397 万 5,000 円、変更後の契約金額は 76 億 752 万 3,840 円となりまして、当初計画に対して 24 億 7,354 万 8,840 円、48.2%の増額となるものでございます。請負者は、株式会社安藤ハザマ・株式会社銭高組・樋下建設株式会社特定共同企業体。工期は、現在の平成 28 年 3 月 15 日から平成 28 年 9 月 30 日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 今回の設計変更について、被覆工を場所打ちコンクリートから二次製品にということなのですが、強度の問題はないのか、それを 1 点確認したいと思います。

○八重樫河川課総括課長 現場打ちコンクリートと、この二次製品のブロック製品での防潮堤の強度ということでございますが、国土交通省の研究機関であります国土政策総合技術研究所の実験等によって、この強度、安全性については確かめているということで、生コンクリート等の調達が難しい場合は、この工法でよろしいということで、被災 3 県とも

同じ方針で進めております。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 125 号下甬嶺地先海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明と求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その 4）の 26 ページをお開き願います。議案第 125 号下甬嶺地先海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

下甬嶺地先海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の 43 ページをお開き願います。工事名は、下甬嶺地先海岸災害復旧（23 災 540 号）工事。工事場所は、大船渡市三陸町越喜来地内。工事概要は、東日本大震災津波により被災した防潮堤を復旧するものでございます。変更設計の理由及びその内容については、当初は標準断面方式により発注を行っておりましたが、契約後、生コンクリートの供給不足により、コンクリート被覆工を現場打ちからブロックに変更するもの。詳細な土質調査の結果、仮締切鋼矢板の打設工法を変更するもの。詳細な設計の結果、水門本体の規格、数量を変更するものでございます。

なお、44 ページに変更概要に関する資料を添付してございますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額は 22 億 2,180 万円、変更後の契約金額は 32 億 6,852 万 880 円となり、当初契約に対し 10 億 4,672 万 880 円、47.1%の増額となるものでございます。請負者は、戸田建設株式会社・株式会社小原建設・岩手建設工業株式会社特定共同企業体。工期は、現在の平成 28 年 3 月 15 日から平成 28 年 9 月 30 日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第126号高田地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その4）の27ページをお開き願います。議案第126号高田地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

高田地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の45ページをお開き願います。工事名は、高田地区海岸災害復旧（23災523号及び591号その2）工事。工事場所は、陸前高田市高田町地内。工事概要は、東日本大震災津波により被災した防潮堤、水門の災害復旧を行うものであります。変更設計の理由及びその内容は、管外産石材の調達のため、仮栈橋工及び仮設防波工を増設したもの。第1線堤及び第2線堤の被覆を場所打ちコンクリートからブロックに変更したもの。本工事に使用する石材の一部について、流用材から購入材に変更したものでございます。

なお、46ページから49ページ、変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額は155億7,401万3,595円、変更後の契約金額は258億5,601万6,543円となり、当初契約に対し102億8,200万2,948円、66.0%の増額となるものでございます。請負者は、鹿島建設株式会社・株式会社佐武建設・株式会社明和土木・株式会社中澤組特定共同企業体。工期は、現在の平成28年3月15日から平成28年12月15日に変更になるものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木茂光委員 説明ありがとうございました。見るに見かねてと言えはちょっとあれなのですけども、これは現場なので、動いていることをとめるということは、もちろん

それはできないだろうし、6割の変更というものは、実際そういうものが存在するのかわかると考えたときに、当初設計があって、恐らく暫定で見積もりして、入札をかけてやりますよね。当然現場に入ると請負手の再調査というか、自分たちが仕事をしていく上で、いろいろ調査を重ねていくと思うのですね。そういう段階がないで、恐らく現場は動いていると思うのです、よっぽどでない限り。これだけの金額を見積もっていったときに、何かやり方として別な方法がないのかとか、そういうことを考えることはなかったのでしょうか。

往々にして、現場は動いているものだからそれをとめることなく、捉え方とすると、要は管理者として、お金を出す側として、ちょっと待てよと、もう少し何か別な方法はないのかとか。少なくとも金かさが上がっていくことに対しては、これはいろいろ単価が変動したり資材の調達、いろいろあると思うけれども、総じて考えたときに、これだけの変更が簡単にできて果たしていいのかなと疑問なところがあるのです。工事の内容よりもですよ、例えばぶち当たったところが何か別な問題が出て工法を変える。そうであるならば、少し場所を変えてみようかとか。前に行けば海のほうに行くわけで、どんどん条件が悪くなるので、だったらもう少し下げようかとか、何かそういうふうなもので、逆に、私たちから思うと、こういうところにといいこともないのだけれども、別なほうに金のかけ方があるのではないかと思うこともあるのです。特にこれだけ大きな変更で、ぼんぼん積み上げていけると。

私は、決して工事に対して反対するわけではないのだけれども、その辺の場面、場面で、例えば発注者側がどういうふうなことで対応しているのか、ちょっとその辺を聞きたいと思います。

○佐藤県土整備部長 この工事を初めといたしまして、さまざま設計変更で大幅な金額増という結果になってございます。まず、精度の低い段階で、当初発注させていただいて、審議いただいて、議決いただいているところでございますけれども、非常に精度の低い形で進めざるを得ない状況で、進めさせていただいているのですけれども、まずその部分についてはおわび申し上げたいと思います。

一方で、こういうやり方をしているがために工事費がかさんでいくということではなくて、最初にきっちり設計をすれば、最初からこういう金額での発注になっていたというふうに考えております。例えばこの高田海岸の案件で申し上げますと、これだけの規模のものをこのぐらいの期間でやろうとすれば、我々の通常の間接費で申し上げますと、もっと詳細な現地の調査、あるいはここで特に大事なものは施工計画なのです。例えばダムのような工事の場合は、相当のお金と相当の期間をかけて、施工計画の検討をします。その上で、必要な金額はこのぐらいですと、それなりの一定の精度になったもので、議会にお諮りしているというのが通常のやり方でございます。

今回そういうことは一切飛ばして、災害査定段階の場面で発注させていただいているという進め方があります。それは、これまで何度も申し上げますけれども、同時並

行でやらないと、通常のようにきちんと調査をして、きちんと設計をして、施工計画を検討してとやっておりますと、それだけでも数年かかってしまうという中で、我々は走りながら施工計画についても工事をしながら考えているという形ですので、タイミングとして今こういう形で金額が出てくるというものでございます。

決して我々は、ほかに選択肢があるものを放棄してこういう形に、成り行きでその金額を計上しているということではなくて、現場のほうではJVとしっかり決めさせていただきながら、これが最適だということを確認しながら進めさせていただいておりますけれども、先ほども申し上げましたが、どうしても概略設計の発注で、こういう栈橋をつくるとか、そういうところまでは我々見込むことはなかなか難しいというような形で、結果としてこうなっているということがございます。

プロセスについては、通常の色と逆転しているところがございますけれども、最終的には仕上がりとして過大なものになっているというようなことではないということについては御理解をいただきたいというふうに思います。今後も恐らく現場が進んでいくことで、こういう形のものというのは、これからも出てくると思うのですが、その部分については、きっちりこれが最適なものである、あるいは経費を節減したことも含めて、説明できるように努力はさせていただきますが、同時並行としてやっていく中で、こういう形になっているということについては御理解をいただきたいと思います。

○城内愛彦委員 この図を見ていたのですが、黄色い部分、仮防波堤工事と人工リーフというものですが、これに仮とついているのは、工事終了後、栈橋もそうですけど、撤去するというのでしょうか。

○八重樫河川課総括課長 説明資料の45ページ中段の写真でございますが、仮防波堤は今石を盛っていて、高波等で工事が被害を受けないようにしているということがあります。盛っている石は、工事が終わったあとには撤去する形ですし、赤い仮栈橋についても、これは工事が終われば撤去をいたします。

○城内愛彦委員 この海岸は砂浜を残すということでしたよね。仮の防波堤、防潮堤をそのまま残しておくことというのはよくないのでしょうか、そういう調査もしているのでしょうか。

○八重樫河川課総括課長 済みません、ちょっと私の説明が足りなかったのですが、黄色いものは海の中、海面の下には残ります。今海面の上まで盛っているものを仮防波堤の部分として扱っていきまして、この3基の防波堤自体は、海の中への海底部としては残って、海岸保全に資する施設になります。

それから、砂浜については、御案内のとおり白砂青松の高田の松原ということで、現在は、こちらから全く砂が失われている状況ですので、これに関しては平成27年度に、こちらの工事とは別途、砂浜の回復を目途とした試験施工等について取り組んでまいりたいと考えております。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際昼食のために、午後1時まで休憩いたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○郷右近浩委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○藤本港湾課総括課長 先ほど城内委員から御質問のありました議案第108号の宮古港日立浜地区の海岸防潮堤の船揚げ場の背後に門扉が幾つあるかという御質問だったのですけれども、議案説明書の15ページですけれども、鉾ヶ崎全体で1,530メートルございまして、その中に9カ所門扉を予定しております。

今回の契約区間293メートルですが、船揚げ場は200メートルちょっとありまして、その両端に2カ所つける予定にしております。

○八重樫河川課総括課長 先ほど城内委員から御質問のありました議案第106号久慈川筋三陸高潮対策橋りょう、説明書の10ページでございますけれども、先ほど私、答弁で平成27年度と申しましたのは、久慈川の堤防の完成の見込みということで、ロードマップで津波対策の効用ということで申し上げましたが、橋りょう自体の完成年度は、今のところ平成29年度を目指して進んでございます。

○郷右近浩委員長 よろしいでしょうか。それでは、引き続き議案の審査を続けます。

次に、議案第127号勝木田地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案(その4)の28ページをお開き願います。議案第127号勝木田地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。勝木田地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の 50 ページをお開き願います。工事名は、勝木田地区海岸災害復旧（23 災 592 号）工事。工事場所は、陸前高田市米崎町地内。工事概要は、東日本大震災津波により被災した防潮堤水門の災害復旧工事を行うものであります。

変更設計の理由及びその内容は、試験施工の結果、転石が確認されたことに伴い、止水矢板打込工法を変更したことなどでございます。

なお、51 ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額は 26 億 7,634 万 5,000 円、変更後の契約金額は 36 億 4,150 万 2,960 円で、当初契約に対し 9 億 6,515 万 7,960 円、36.1%の増額となるものでございます。請負者は青木あすなろ建設株式会社・みらい建設工業株式会社・工藤建設株式会社特定共同企業体。工期は現在の平成 28 年 3 月 15 日で、変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 128 号船越南地区海岸災害復旧ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤砂防災害課総括課長 議案（その 4）の 29 ページをお開き願います。議案第 128 号船越南地区海岸災害復旧ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。船越南地区海岸災害復旧ほか工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の 52 ページをお開き願います。工事名は、船越南地区海岸災害復旧（23 災 599 号）その 2 工事ほか 1 工事。工事場所は、下閉伊郡山田町船越地内。契約金額は、38 億 2,860 万円で、請負率は 99.89%。契約金額の内訳は船越南地区海岸災害復旧（23 災 599 号）その 2 工事が 20 億 9,118 万 1,320 円、船越漁港海岸災害復旧（23 災 554 号防潮堤その 2）工事が 17 億 3,741 万 8,680 円となります。請負者は戸田建設株式会社であり

ます。工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した船越南地区海岸と隣接する船越漁港海岸の防潮堤を復旧する2件の合併入札工事であります。工期は、平成29年3月15日までで、平成26年度から平成28年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、53ページに入札結果説明書、54ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 工事の概要のところ、2件の合併入札という行為ですけれども、従前こういう契約のあり方というのはあるのですか。その辺、説明をもう一度お願いします。

○加藤砂防災害課総括課長 今回は予算の管轄省庁が国土交通省の工事と、あとは水産庁の工事ということで、予算の用途が違うということがございますし、そういったこともありまして、こういう工事を合併、2件を同時に契約、入札するという工事はこれまでも何例かございました。

○城内愛彦委員 そうすると、例えば1社で請け負うわけですが、切れ目なくなるのか。ここからここまでがと、ただ線を引くだけなのか。それとも明確に分かれ目が出るのかというのは、その辺どうでしょうか。工法的にもつながりがあるのか、別々になるのか、その辺ちょっと教えてください。

○加藤砂防災害課総括課長 現在防潮堤といっても一連の防潮堤になってございまして、今回の災害復旧におきましても契約自体は2件に分けますけれども、基本的には当然施工面積が出てくる可能性がございますけれども、防潮堤自体は一連の防潮堤になるというものでございます。

防潮堤の断面としても同じような形の断面ということです。

○城内愛彦委員 そうすればこれを分けて発注することは考えない、当初から一体でやるということで、これは進んできた案件なのでしょうか。

○加藤砂防災害課総括課長 今回の船越南地区につきましては、既に一連で防潮堤でつながっているということで、逆に分けて工事するためかなり施工性、効率がそれぞれ仮に違った業者さんが入ったりすると、施工しにくくなるということもございまして、結局ここは最初から一連の工事でやる形ということで進んできたものであります。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 129 号大船渡港清水地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本港湾課総括課長 議案（その 4）の 30 ページをお開き願います。議案第 129 号大船渡港清水地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

大船渡港清水地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の 55 ページをお開き願います。工事名は、大船渡港清水地区海岸災害復旧防潮堤ほか工事。工事場所は、大船渡市赤崎町地内。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した海岸防潮堤の災害復旧を行うものであります。変更設計の理由及びその内容は 1、詳細設計を実施したことに伴い、一部区間における防潮堤の構造を現場打ちから二次製品へ変更したこと。2、請負契約の締結後に本工事期間内における事業用地の取得が図られたことから、13 号陸閘を増工したことなどによるものでございます。

なお、56 ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約金額ですけれども、当初の契約金額は 14 億 4,720 万円、変更後の契約金額は 20 億 1,464 万 3,880 円となり、当初契約に対し 5 億 6,744 万 3,880 円、39.2%の増額となるものでございます。請負者は、りんかい日産建設株式会社。工期は、現在の平成 28 年 2 月 25 日から平成 28 年 3 月 15 日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋但馬委員 詳細設計を行った結果、一部区間の防潮堤の構造を現場打ちから二次製品、プレキャストブロック製へ変更するという事だったのですけれども、この腹部の L 字の部分我真つぐなやつになっているのですけれども、その現場の構造はどうなっているのですか。

○藤本港湾課総括課長 この部分につきましては、説明資料の 56 ページなのですけれども、一部区間と申しますのは、56 ページの下にプレキャスト防潮堤 L44.1 メートルと書いているところが中心なのですけれども、このところに家屋が隣接しておりまして、ミキサ一車の搬入とか、型枠設置するスペースとか、そういったヤードの確保が不可能であったということで、これをこの狭い区間でやるためにこの二次製品のプレキャストブロック製

というのを採用したということでございます。

○小野寺好委員 直接関係ないですけども、ここのところ、県道が防潮堤がない状態で海水に浸ってしまうような状態だったのですけれども、高さはどうなのですか。

○中村道路環境課総括課長 この部分に対しては災害復旧事業のほうで一部上げてはございます。ただ、全ての段階で浸からない状態にはなってはおりません。ただ、災害復旧後でございますけれども、これ以降のところでは冠水による通行規制というのはたしかなかったというふうに記憶しております。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

済みません、1点確認をさせていただきたいと思います。この56ページの表の②の部分なのですけれども、工事請負契約締結後、事業用地の取得が図られたことからということで、今回増工したという部分でございますけれども、この部分の考え方につきましては、同じ工事予定地域の中で、どのぐらいまで増工して進めていく考え方があるのかですね。発注については、ここからここまでということで、次の段階でここからここまでということで恐らくいろんな設計をされていると思うのですけれども、用地取得が図られたから延ばせるというか、延ばすという考え方は、どこまで裁量権があってやっているものなのか、お知らせいただけますでしょうか。

○藤本港湾課総括課長 特段に決めというのはございませんですから、やはり増工が多くなると、基本的には別途契約という考え方になるのですけれども、現場によって、このような近接した場所ですと、かえって別な業者が入ると交錯して工事がうまくいかないというようなことがございます。この場所は本当に工事現場の端の部分でございます、ここについては一緒の業者でやったほうがいだろうということの判断をさせていただいたということでございます。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第130号財産の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについてから、議案第132号財産の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについてまで、以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○辻村住宅課長 議案（その４）の 31 ページをお開き願います。議案第 130 号から 132 号財産の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。31 ページから 33 ページまでの議案 3 件は、いずれも平成 25 年 6 月及び 12 月議会の議決を経た災害公営住宅の取得に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の 57 ページをお開き願います。取得する財産の内容でございますが、提案議案の 3 件を表にまとめてございます。事業名は、敷地提案型災害公営住宅買取事業。地区名は、左側から順番に、宮古市河南・磯鶏ほか、宮古市実田地区、宮古市中心地区となっております。所在地、種類別、延べ床面積、計画概要、住戸タイプと戸数、付属施設、事業者、基本協定日、工事着手、完成・引渡し予定については表に記載のとおりでございます。変更の内容は、取得予定価格の変更でございます。宮古市河南・磯鶏ほか地区は、当初取得予定価格 4 億 7,375 万 2,500 円以内。変更後の取得予定価格は 5 億 7,863 万 40 円以内で、約 1 億 487 万円の増額となっております。宮古市実田地区は、当初取得予定価格は 4 億 5,284 万円以内。変更後の取得予定価格は 5 億 1,642 万 2,120 円以内で、約 6,358 万円の増額となっております。宮古市中心地区は、当初取得予定価格は 3 億 5,011 万 7,250 円以内。変更後の取得予定価格は 5 億 38 万 668 円以内で、約 1 億 5,026 万円の増額となっております。なお、財産の取得又は処分に関する議案提案は、条件額をお示しする提案であり、変更によりこの上限額を超えたため、今回の提案となったものでございます。

なお、変更の理由でございますが、県の指示による設計変更、資材、労務費の高騰による増額及び消費税率の変更によるものでございます。ただし、宮古市実田地区のみ、募集時に消費税の改正が決定しており、当初より提案価格に消費税 8%を見込んでいたため、消費税額による増額はございません。

58 ページに移っていただきます。取得価格変更の根拠についてでございますが、あらかじめ災害公営住宅の敷地提案型買取事業の基本協定におきまして、県の指示に基づく設計変更による増額分、資材、労務費等の高騰による増額分及び消費税率の変更による増額分等につきましては、県が負担することとしていたものでございます。

宮古市河南・磯鶏ほか地区についても、当初の買取予定代金は事業者の提案価格と県が積算した額のいずれか低い価格といたしまして、県が積算した額の 4 億 6,435 万 9,868 円としておりました。これに増額分 1 億 1,427 万 172 円を加算した金額を変更後の買取予定価格としようとするものでございます。

宮古市実田地区につきましても、当初の買取予定代金は、事業者の提案価格と県が積算した額のいずれか低い価格として、県が積算した額の 4 億 3,779 万 8,150 円としました。これに増額分 7,862 万 4,000 円を加算した金額を変更後の買取予定価格としようとするものでございます。

宮古市中心地区でございますが、当初の買取予定代金は事業者の提案価格と県が積算した額のいずれか低い価格として、事業者の提案価格の3億5,011万7,250円としました。これに増額分1億5,026万3,418円を加算した金額を変更後の買取予定価格としようとするものでございます。

なお、59ページに事業の概要、60ページから62ページに案内図、配置図を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

確認1点よろしいでしょうか。今御説明があった58番の中心地区の事例だと思うのですが、事業者が提案した額をもって買取予定価格としていたものを、これを変更する理由、事業者がそれでいいと言っていたものを変更する理由というのはどのようなことでしょうか。

○辻村住宅課長 こちらは買取型の事業でございますけれども、基本的な考え方につきましては、通常的设计請負と同じ考え方になってございます。今復興事業等でかなり人手不足ですとか、労務費の単価等が上がっている状況の中で、当初想定し得なかった価格の変更等が起きてございますので、これらのリスクを一方的に全て業者に負わせる形になると、事業提案といえども、提案してくださる事業者がいまいであるという事で、当初から提案募集時に、条件としまして、土地の価格の変動等ですとか、それから県の指示等による設計変更等については県が負担しますということで協定を結んでございますので、それに基づいて変更しているものでございます。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

○辻村住宅課長 配付しております議案130号、132号の2番の表でございまして、2番の表の左側の部分でございまして、地区名、所在地とございまして、中間部分に事業者、積水ハウス、積水ハウス、武田菱設計という記述がございまして、これは記述の誤りでございまして、こちら、事業者のところ、一番上の欄が設計者、2段目の欄が施工者、3段目の欄が工事会社の誤りでございまして、大変申しわけございません。訂正させていただきます。

○郷右近浩委員長 皆様、資料の訂正のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○工藤勝子委員 済みません、ちょっと急な質問でございまして、答えられるかどうかわかりませんが、質問させていただきます。

昨晚、ラグビーの世界カップの開催地が釜石市に決定いたしました。そういう中で、鶴住居地区に予定されていると伺っているところでありますが、あそこの防潮堤、水門の工事、2019年ということでもありますのであと4年後になるわけでもありますよね。その進捗状況、また、その前に完成できるのか。それから、現在あそこのスタジアム、私はかさ上げするものと思っておりましたが、その進捗状況はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○八重樫河川課総括課長 ただいま工藤委員からの御質問の鶴住居地区水門工事と、あとは鶴住居川水門に接続する防潮堤、これは片岸海岸の防潮堤工事になります。今社会資本の復旧・復興ロードマップにおきましては、それぞれ平成29年度内の完成を目指しているところでございます。

○工藤勝子委員 平成29年度内の完成を目指しているということでもありますけれども、これを完成させなければならぬわけですよね、実際に決定したわけですので。今の状況を見ていると、例えば資材が不足しているとか、コンクリートとか、いろんなものが不足している部分もあります。そしてまた、建設関係の労務者というのでしょうか、人材も不足している状況の中で、それらもとらえながら完成していかねばならないだろうと思うわけですが、そういう部分について、部長さんがしっかりちゃんとやりますよとか、難しい部分があるかもしれませんとか。難しいとは言えないでしょうけれども、そういう部分を聞いてみたいと思いますし、今後釜石市ともいろいろな連携プレーもかなり大事になってくるのではないかなと思うわけです。これは今後の課題ではあると思いますけれども、そういう中で、県として、昨晚決まったことでもありますけれども、意気込みを聞かなければならないなと思います。

それから、前にワールドカップの件に関して要望した経緯があるのですよね。その中で言われたのは、宿泊関係でした。海外から多くの方々がおいでになったときに、岩手県内でのどの程度、宿泊できる状況なのではないかという話をされました。遠くて1時間内、例えば花巻温泉郷のようなところ。遠野市なんかはとてでもないけれども、どこにも及びませんので、宮古市から釜石市。そうすると、最終的には宮城県までと言われました。宮城県まで来た人たちの宿泊を考えなければならぬだろうと言われたときに、南側の三陸縦貫道の進捗状況はどうなっているのでしょうか。またあわせて、水門などの進捗状況もわかればお聞かせいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤県土整備部長 平成 29 年度のワールドカップに向けての意気込みという話であります。防潮堤の完成は平成 29 年度末ということでありまして、津波に対しては基本的に高さの確保が大事であります。すっかり完成しなくてもかさ上げの地区が守られるような形になれば、安全度は確保できるだろうというふうに思っております。防潮堤に接続する水門があるわけですが、水門もすっかり完成できればということではございますけれども、少なくとも構造物ができて、閉めるためのゲートがそこにあれば何らかの対応はできるというふうに考えております。

いずれにしても世界的なイベントでありますので、私どもとしては我々の事業がおくれたがためにワールドカップがうまく開催ができないというようなことにならないように一生懸命やりたいというふうに思っております。

○蓮見技監 宿泊の関係でございますが、これから組織委員会のほうで詳細な計画が立てられると思うのですが、広域的な宿泊施設の利用や活用が必要になってくると思っております。それで、三陸沿岸道路とか横断自動車道の整備につきましては、東北地方整備局のほうから開通の見通しが公表されておまして、これは毎年予算が決まりますと順次追加になってくるのですが、今公表されている中では、横断道については今は宮守までですけれども、そのあと遠野までは平成 27 年度ですし、それから残りの遠野一住田の仙人峠道路までの間の区間も平成 30 年までということで公表されておりますので、花巻方向から釜石に行くルートにつきましては、高規格道でつながるといことになろうかと思っております。

それから、三陸沿岸道路については、全部の区間がこれまでに開通するということは非常に難しいかなと思っておりますけれども、そのことも含めまして、具体的に宿泊とか輸送計画をどうするかということについては、市とも十分これから調整してまいりたいと思っております。

○郷右近浩委員長 最初のかさ上げの部分というのは、それはわかりませんね、スタジアムのかさ上げの関係というのは。

○横山都市計画課総括課長 盛り土を行うようなということで、市のほうからいただいた資料を見ますと、あそこはそもそも鶴住居小学校、釜石東中学校跡地というようなことで、合わせて 9 ヘクタールぐらいの用地になっておまして、高さは 4 メートルから 5 メートルぐらいの高さに盛り上げるということで、単純に計算すると 40 万か 50 万立方メートルの土が必要となるというような状況だけは把握しておりますけれども、これらをいつの時点で盛り土するかということについては、ちょっと承知していない状況です。

○工藤勝子委員 決まったことありますので、いまいまのことで答えられない部分もあるということをお話しいたしましたけれども、今後早急にこういうことを進める、県土整備部として進める必要があるのかなと思ったところであって、それで質問してみたところでもあります。釜石道も平成 30 年度までというような計画でおりました。もしかすると、ちょっと 1 年早めて、国のほうに予算要求をして平成 29 年のワールドカップまでには開通できるような、そういう働きかけだっ必要でしょうし、かさ上げだっ必要でしょ

うし、水門、防潮堤についても、おいでになる以上はその人たちの身の安全というものを確保した状況をつくらなければならないだろうなと思っておりますので、今後国体があつて、またその後ということになりますけれども、いろいろな形の中で計画を進めていただきたいものだと要望したいと思っております。

もう一点でありますけれども、応急仮設住宅の件です。きょうの岩手日報でしたか、陸前高田市の関係で、民有地に建てられていて、契約切れということで移転しなければならないというような状況のニュースが入って参りました。そういう中において、今建てられている応急仮設住宅で、民有地に建てられている契約切れになるところ、そういうところがあと何カ所ぐらいあるのか。あとは全部公的な部分に建っているよというのか、その辺のところをお聞きしたいなと思っておりますし、今空いている状況、集約しなければならないことも多分あるのだろうなと思っておりますけれども、いろいろな形の中で利用関係等もお示しいただきたいと思えます。

○**辻村住宅課長** ただいま御質問のありました応急仮設住宅が立地している民有地の関係でございますけれども、具体の土地の賃借等については市町村のほうを担当してございまして、県の復興局のほうで取りまとめをしております。大変申しわけありませんけれども、私どもそちらのほうのデータは把握してはございません。民有地のほうで178団地ほど借りている土地が存在してございますが、こちらの契約の状況については具体の資料は持ち合わせてございません。ただ昨年、私ども、応急仮設住宅の打ち合わせで市町村を回った際には、地権者さんとの交渉等を進めていく中で、あらかたの方々については延長について御理解をいただいているというふう聞いてございますので、土地を返してくれといったのは、ケースとすれば少ないものになっているかなというふうには認識してございます。

○**勝又建築住宅課総括課長** 従前の土地利用についてお尋ねがあつたと思えますけれども、民有地についてもともと山林とか田畑とか、土地が多かったのですけれども、公有地については、小学校とか公園がかなりの割合を占めておりますので、公園についてはある程度理解が得られればそのまま残していくこともあるのですけれども、学校用地については、どの市町村も優先してあけていきたいと考えていますので、そこを撤収していくような集約計画をどの市町村も考えてはいるのですけれども、具体的な計画についてはまだ策定中の市町村が多いので、これからなのかなと思っております。

○**高橋但馬委員** 1点だけ確認したいのですけれども、先月末の岩手日報で、釜石市に復興住宅が新日鉄の土地に完成したということだったので、これは釜石市と新日鉄の契約だと思ふのですけれども、ここに高齢者や単身者の見守りのため、一部フロアでは隣家とのバルコニーの間の隔て板がないコモンバルコニーを設置したというのがあるのですけれども、そういうことというのは県の公営住宅では考えられるものかどうか確認をしたくて質問しました。

○**勝又建築住宅課総括課長** 今のところ県営住宅でそういう取り組みをやろうとしてい

るところはないのですけれども、ただ、中にはグループホーム型で何世帯か、幾つかあわせて借りたい、そこに高齢者の方を10世帯ぐらい住ませたいというような相談も上がってきていて、それが具体化するかどうかわからないのですけれども、もしもそういう話があれば、例えばバルコニーの間仕切り壁をとったりとかというような対応は、可能だと思います。

○城内愛彦委員 私から2点お伺いしたいと思いますが、過日中央のほうでアスファルトの談合事件があったということでありましたが、そういったことが我が県あるいは被災地の復興に影響があるのかなのか。あるとすれば、どのような形であるのかをお伺いしたいと思います。

○桐野建設技術振興課総括課長 アスファルトの談合問題による復興への影響ということですが、先日国道や高速道路の復旧工事で舗装会社が談合を行っていた疑いで、公正取引委員会が1月に舗装会社を強制調査した旨の報道があったところです。当方でも報道されている以上の状況は承知していないところです。

それで、談合に該当する事実がもし判明した場合は、総務部のほうにあるのですが、措置基準に基づいて指名停止の措置を行うこととなります。ただ、公正取引委員会から排除措置命令というものが出た段階で措置されることになるのですが、現時点ではそういうことに該当するかどうかですとか、いつごろそういうことになるのかというのは現時点では何もわかっていないところです。指名停止という事態に至る前に、その時期によっては影響がある場合も想定されるという、その程度の段階でございます。

○城内愛彦委員 なるべく影響のないことを祈っています。

次に、先ほど工藤委員のほうからも質問があったわけですが、今般宮古、山田、豊間根ですねJR山田線、JRのほうで処理するというので、もちろん釜石まで復旧はしていただくことにはなっていますが、新しい駅の設置というのが新聞等でぼつぼつ出ていますが、具体的にどういった形で出るのかと、今復興まちづくりをしている中で、各町村でそういったものが影響ないのか、特にもワールドカップが釜石市鶴住居で開催されるわけですが、そういった利便性を図るような形で、そういう運動を今後考えていくのかという、その点をお伺いしたいと思います。

○田村まちづくり課長 宮古から釜石間の新駅の件でございますけれども、まず新駅につきましては私どもも新聞情報程度しか把握してございませんで、宮古市津軽石の弘川地区とか、宮古市の磯鶏から津軽石の八木沢地区とかとかいう話は伺っております。ですが、まちづくりとはまた違う場所でもございますので、済みませんが、情報は把握しておりません。

それから、まちづくりへの影響でございますけれども、区画整理を計画しているところに駅があるのが山田町の陸中山田駅、それから大槌町の大槌駅、それから釜石駅の鶴住居駅と、区画整理の中では3駅ございますけれども、これまで大きな区画整理に影響する高さとか位置というのは協議を進めながら計画しておりまして、再開するというので影響

がないように進めております。ただ、これから方針が決まりましたので、細かい打ち合せをしながら詰めていくという計画でございます。

○城内愛彦委員 JRのほうの工事はなかなか難しく、普通の方々が入れないという特殊な工事でもあるらしいので、その辺の整合性を早めにしていただいて、なるべく早く復旧して、いいものができるような形にさせていただきたいと思うので、よろしく願います。何かありましたら。

○田村まちづくり課長 おっしゃるとおり、鉄道敷に接続部分というのはJRと協議がありまして、どこからJRがやって、どこから普通の工事をやるというのは調整しながらやりますので、その辺の調整を図りながら進めていきたいと思っております。

○小野寺好委員 所管事務ではないのですけれども、自動車専用道路の利用料ですが、今釜石に行く途中はぼつぼつとなっていて無料ですけれども、釜石秋田道が全部つながった場合は料金が発生するのかどうかと、あと三陸縦貫道、こちらはどうか、もしわかっていたらいいのですけれども、願います。

○加藤道路建設課総括課長 まず、横断道のほうですけれども、現在東和インターのところまで料金を徴収していると思っておりますけれども、全線つながった場合におきましては、今現在工事をしているところは直轄施工の区間になっていまして、全線つながった後も釜石のほうまでは無料で開放される予定でございます。

それから、三陸縦貫道でございますけれども、三陸沿岸道路ですか、岩手県内分につきましても全線つながっても無料で利用できるものと考えております。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

1点確認させていただきたいと思えます。工藤勝子委員の質問のときに出てきた部分なのですけれども、スタジアムのかさ上げの部分です。これについてはきのうの夜にあのような形で開催地発表ということで出たところでございますので、まだ準備という話でもないのでしょうかけれども、その中でもこれまでプレゼンテーションするにしてもどのような形でスタジアムをつくっていくなり、地域をつくっていくという部分がきつとあったと思うのです。

その中で、かさ上げの部分についてというか、先ほど工藤勝子委員に対しての答弁の中では、まだ余りはっきりした部分が見えてないかのような印象で聞いていたのですけれども、かさ上げについても市であったり、県であったり、どのような形でやっていくというような、何か話が進んでいる部分があるかと思うのですが、その部分についてお知らせいただけないでしょうか。

○横山都市計画課総括課長 市からいただいている情報の一部になろうかと思っておりますけれども、市のほうではあの部分について、将来的には運動公園という位置づけで整備していくという中で、内容的には復興交付金を活用する、または私どもで所管しています社会資本整備総合交付金というような公園事業等があるのですけれども、それらを加えながら整備していくという計画は聞いてございます。そういった事業を取り入れて、開催時期ま

では整備するということまでは把握しているのですけれども、あとの詳細についてはこれからさらに詰めていかなければならないというふうに考えてございます。

○郷右近浩委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 なければ、これをもって県土整備部の本日の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構でございます。どうも御苦労さまでございました。

次に、企業局関係の議案の審査を行います。議案第95号平成26年度岩手県電気事業会計補正予算(第1号)及び議案第96号平成26年度岩手県工業用水道事業会計補正予算(第1号)、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○畠山次長兼経営総務室長 企業局関係の議案について説明を申し上げます。議案(その3)の69ページをお開き願います。議案第95号平成26年度岩手県電気事業会計補正予算(第1号)についてであります。なお、金額の読み上げは省略させていただきまして、主な事項について説明を申し上げます。

第2条は業務の予定量であります。第1項は年間販売目標電力量を平成26年11月までの販売電力量の実績を勘案して補正するものであり、70ページにお進みいただきまして、当初年間販売目標電力量に対して1,790万3,000キロワットアワー増の5億1,700万4,000キロワットアワーとなる見込みであります。第2項は、主要建設事業の胆沢第三発電所及び相去太陽光発電所にかかる建設事業費を整理するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の内容であります。収入の第1款電気事業収益の補正予定額の内訳であります。第1項の営業収益は、料金単価改定及び目標電力量の増による電力量収入の増や、共有施設分担額の減などにより整理するものであり、第2項の附帯事業収益は、稲庭高原風力発電所及び相去太陽光発電所の電力量収入を整理するものであります。第3項の財務収益は、受取配当金などを増額するものであり、第4項の事業外収益は、災害共済金などを増額するものであります。

次に、支出の第1款電気事業費用の補正予定額の内訳であります。第1項の営業費用は、修繕費や固定資産除却費などを整理するものであり、第2項の附帯事業費用は、稲庭高原風力発電所の修繕費及び相去太陽光発電所の減価償却費などを増額するものであります。第3項の財務費用は、利付国債の購入金額の確定に伴い有価証券償却費を減額するものであり、第4項の事業外費用は、消費税及び地方消費税納付予定額などを増額するものであります。第5項の特別損失は、地方公営企業会計基準の見直しにより計上しました平成26年6月支給の期末勤勉手当等のうち、前年度在職期間等に応じた支給相当額を人員の変更等に伴い減額するものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源の額を変更するものであります。

71ページをごらん願います。収入の第1款資本的収入の補正予定額の内訳であります。

すが、第1項の補助金は相去太陽光発電所の建設費補助金を減額するものであり、第2項の負担金は、共有施設工事負担金を減額するものであります。

支出の第1款資本的支出の補正予定額の内訳であります。第1項の建設費は、胆沢第三発電所及び相去太陽光発電所建設にかかる負担金等を整理するものであり、第2項の改良費は、各発電所設備にかかる改良工事費などを減額するものであります。第3項の電源開発費は、(仮称)高森高原風力発電所にかかる調査費の内容見直し等による減額等であり、第5項の投資は、資金運用のため購入した利付国債の購入額確定により減額するものであります。第6項の繰出金は一般会計への繰出金であり、対象事業の実施見込みにより減額するものであります。

第5条は、債務負担行為の変更補正であります。内容についてであります。 (仮称)高森高原風力発電所影響調査ほか業務委託について内容の精査に伴い、限度額の変更補正を行うものであります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費などについて、所要額の調整により減額するものであります。

以上で電気事業会計の補正予算の説明を終わります。

次に、72ページをお開き願います。議案第96号平成26年度岩手県工業用水道事業会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。第2条の業務の予定量であります。年間総給水量及び1日平均給水量を超過水量の増などにより補正するものであります。第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であります。

収入の第1款工業用水道事業収益の補正予定額の主な内訳であります。第1項の営業収益は給水収益の増額などの整理をするものであり、第3項の事業外収益は、長期前受金戻入などを減額するものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用の補正予定額の内訳であります。第1項の営業費用は、修繕費や固定資産除却費の減額などを整理するものであり、第2項の財務費用は、企業債支払利息などを減額するものであります。第3項の事業外費用は、消費税及び地方消費税納付予定額などを減額するものであり、第4項の特別損失は、入畑ダム共同施設の一部有償譲渡に伴う国庫補助金返還金について資本的支出予算から計上がえすることのほか、地方公営企業会計基準の見直しにより計上しました退職給付引当金繰入額及び平成26年6月支給の期末勤勉手当等のうち、前年度在職期間等に応じた支給相当額を人員の変更等に伴い整理することにより増額するものであります。

73ページをごらん願います。第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源並びに補填額を変更するものであります。

収入の第1款資本的収入の補正予定額の内訳であります。第1項の企業債は起債対象工事費の確定などに伴い発行額を減額するものであり、第2項の固定資産売却代金は、入畑ダム共同施設の一部有償譲渡のうち、改良工事完了後に譲渡することとしていた資産の

売却代金であります。工事の完了が平成27年度に延期されたことにより皆減となるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出の補正予算の内訳であります。第1項の改良費は、各工業用水道設備の改良工事費の確定などにより整理するものであり、第4項の国庫補助金返還金は、入畑ダム共同施設の一部有償譲渡に伴う国庫補助金の追加返還金であります。これは平成24年度に返還した国庫補助金に不足があったことに起因して、利益剰余金が過大となっているため、利益剰余金を適正な規模とするため、特別損失に計上がえするものであります。第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費について所要額の調整により増額するものであります。

以上で工業用水道事業会計の補正予算の説明を終わります。

なお、これらの補正予算にかかる実施計画、変更予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、変更予定貸借対照表及び予算に関する説明書の注記につきましては、予算に関する説明書の352ページから386ページに記載しておりますが、これまで説明を申し上げました予算の明細表でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で企業局関係の議案の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○城内愛彦委員 今御説明いただきました69ページの御所発電所、北ノ又発電所、柏台発電所というところが補正でマイナスになっているのですけれども、これは何か、メンテナンスとかそういうことでとめて減額になったのか、発電が少なくなっているのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○榮田業務課電気課長 年間販売電力量の目標値でありますけれども、御所発電所、それから入畑発電所等につきましては、当初見込んでおりました年間の作業停止期間が若干延びたことを含めまして、ここで目標電力量を見直したものであります。

○城内愛彦委員 目標設定が違ったということですか。

○榮田業務課電気課長 当初の計画に比較して作業停止期間が長くなったことによりまして、目標電力量が減ったものでございます。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって企業局関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○五日市王委員 一般質問等でも話をさせていただいたのですが、県のほうで大規模な風力発電の導入構想というか、今取り組んでいるところで、県北地域が3カ所、県南、花巻周辺でしたかね、1カ所ということで今候補地を示している段階なわけですが、その県北地域は、稲庭と折爪周辺と、あと山形、九戸のあたりですかね、というあたりで候補地が示されたわけですが、これは恐らくこれから民間事業者の方々、もう既にやられていると思うのですけれども、例えばそこに企業局の参入というか、その可能性というのがあるものなのかどうなのか。企業局も民間企業といえば民間企業ですから、ほかの事業者と一緒に手を挙げる可能性もあるのかどうか、ちょっとその辺もお聞きしたいのですが、企業局のスタンスというか、どういうふうになっているのかお聞きします。

○佐々木企業局長 風力発電につきましては、県としても再生可能エネルギーの活用ということで重点的に取り組んでいるところでございますが、企業局といたしましては、まずは平成29年度の運転開始を目指す高森高原風力発電所の建設にまず注力したいというふうに考えております。高森につきましても115億円ということで、非常に大きな事業費でございますので、まずそちらのほうの建設を進め、その後にもまた可能かどうか、それはその後にも検討することになるかと思えます。

○五日市王委員 確認ですが、まず今の構想の中には、企業局としてはまずは入らないというか、まずそういうスタンスということでもいいのですね。高森が終わった後に、事業者でやる方があるかどうかはわからないことですよ。そうなったときには、また次の可能性として考える余地があるというような雰囲気でもよろしいのでしょうか。

○佐々木企業局長 知事部局で調査している可能性のあるところにつきましても、ある程度民間の方々に関心も高いというふうに伺っておりますので、企業局としては、今のところ当面その地域での可能性はかなり低いのではないかなというふうに思っております。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 なければ、これをもって企業局関係の審査を終わります。企業局の皆様は御苦労さまでございました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。